

1 計画の基本事項

(1) 計画策定の趣旨

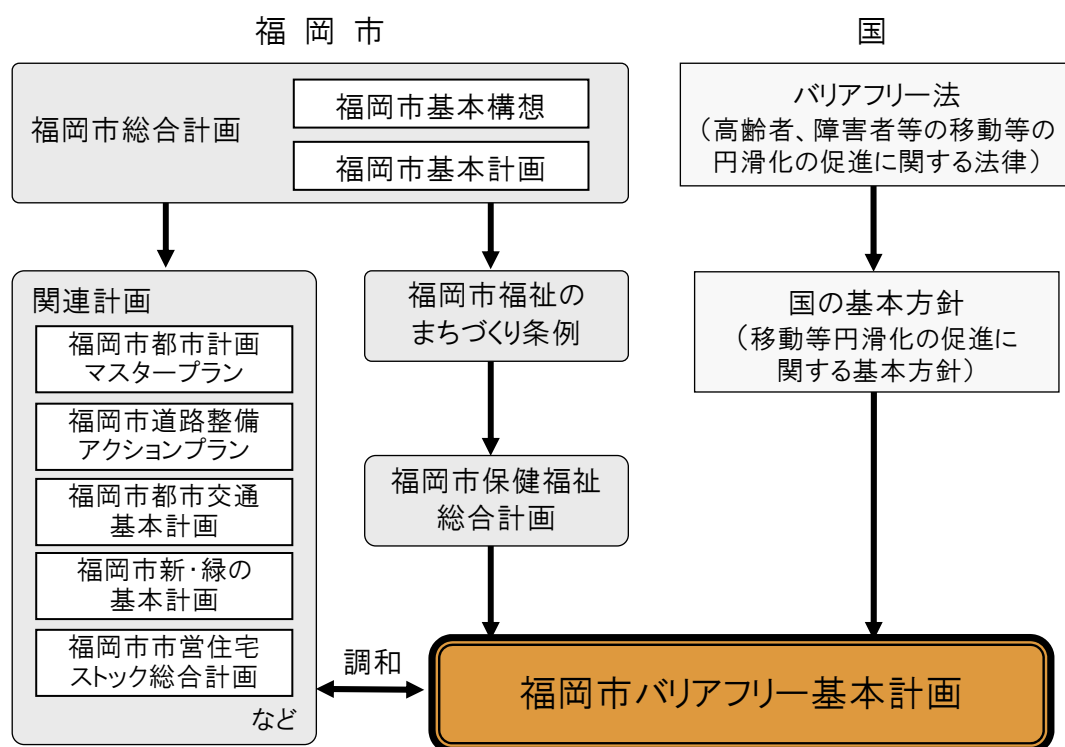
高齢者や障がいのある人をはじめ、すべての市民が生きがいを持って生活していくには、日常生活における自立や社会参加が必要であり、本格的な高齢社会の到来などを踏まえると、バリアフリー ※1 化された生活環境は、市民生活において不可欠の重要な社会基盤です。

これまでの取組みにより、バリアフリー化は一定程度進展していますが、道半ばであり、引き続き着実な取組みが必要です。

本計画では、ユニバーサルデザインの理念によるまちづくりを推進していくための取組みの方向性等を明らかにして、バリアフリー化を計画的に推進していきます。

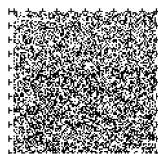
(2) 計画の位置づけ

本計画は、福岡市におけるバリアフリー推進に関する基本的な方針を示すものであるとともに、バリアフリー法第25条に定める「基本構想」としての位置づけを持ちます。



(3) 目標年次

国の基本方針に合わせ、平成32年度を目標年次とします。



※1) バリアフリー：高齢者や障がいのある人などが社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去(フリー)すること。

(4) 基本理念と取組みの視点

【基本理念】

本計画は、バリアフリーの視点に立脚するものですが、ユニバーサルデザインの理念も踏まえ、基本理念を次のとおりとします。

誰もが思いやりを持ち、すべての人にやさしいまちづくり

【取組みの視点】

福岡市におけるバリアフリー化の現状と課題を踏まえ、3つの視点を掲げてバリアフリー化を推進します。

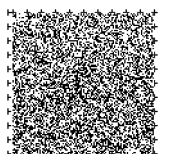
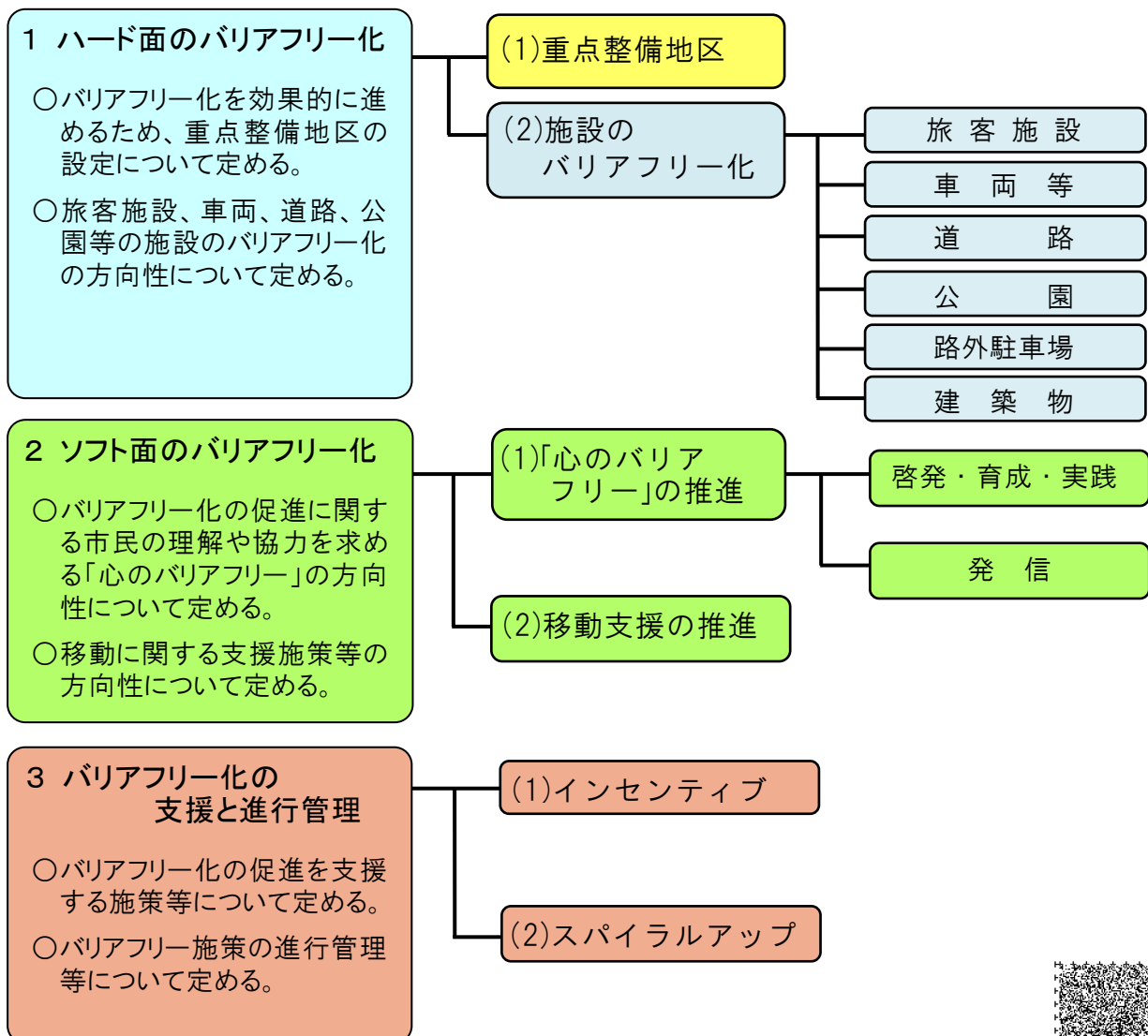
連携・共働の推進

ハード・ソフト
一体の取組み

福祉マインドの
醸成

(5) 施策体系

本計画は、「ハード面のバリアフリー化」「ソフト面のバリアフリー化」「バリアフリー化の支援と進行管理」の3つの柱で構成されており、施策体系は以下のとおりです。



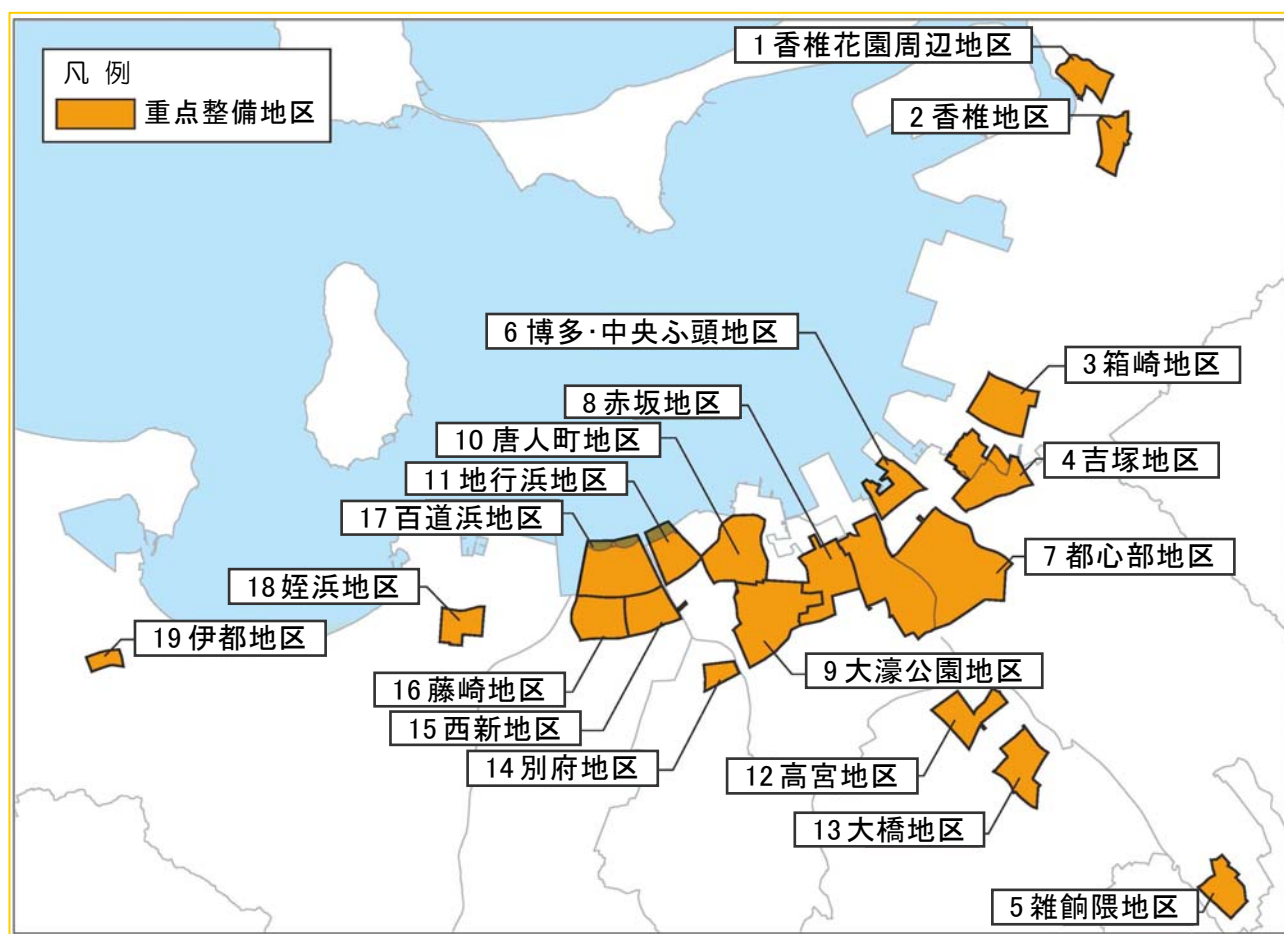
1 ハード面のバリアフリー化

(1) 重点整備地区の設定

バリアフリー化を効果的に進めていくためには、生活関連施設 ※1 が集積し、その間の移動が通常徒歩で行われる地区を重点整備地区として定め、これらの施設をつなぐ生活関連経路 ※2 のバリアフリー化に重点的かつ一体的に取り組んでいくことが必要です。

①重点整備地区の設定

バリアフリー法を踏まえるとともに、福岡市の実態も勘案して選定した生活関連施設を、地図上に記載し、直径 1km の徒歩圏や道路、バス停の位置にも配慮しながら道路等の明確な境界により、19 の重点整備地区を設定します。

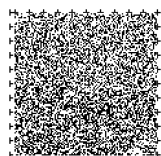


②重点整備地区における取組みの進め方

生活関連施設相互を結ぶ道路などを基本として、よく利用する経路を中心に生活関連経路を設定します。また、必要に応じて、高齢者や障がいのある人などの利用者や施設設置管理者等の参加によるまち歩きを行い、地区内の整備内容等を検討していきます。

※1) 生活関連施設：高齢者、障がいのある人などが日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設（バリアフリー法第2条）

※2) 生活関連経路：生活関連施設相互間の経路（同上）



(2) 施設のバリアフリー化

不特定かつ多数の人が利用する施設の新設等については、引き続き、福岡市福祉のまちづくり条例等の整備基準への適合義務を課し、バリアフリー化を推進します。

一方、大部分を占める既存施設については、施設毎に推進の方向性を定め、空間的・物理的な制約等にも配慮しながら可能な限りバリアフリー化に取り組みます。

旅客施設

- ◇ 1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上である旅客施設は、次の項目に取り組みます。なお、これ以外の旅客施設についても、地域の実情や高齢者や障がいのある人などの利用実態を踏まえて可能な限りバリアフリー化を推進していきます。
 - 段差の解消（例：エレベーター又はスロープの設置など）
 - 転落防止設備の整備（鉄道駅のみ）（例：内方線付点状ブロックなど）
 - 視覚障がい者誘導用ブロックの整備
 - 便所がある場合には、障がい者対応型便所の設置
- ◇ 市営地下鉄駅、福岡市有の旅客船ターミナル
 - 地下鉄駅は、文字情報や音サインなど案内設備の整備に取り組みます。
 - 旅客船ターミナルは、上記アに掲げた3項目の整備に取り組みます。



車両等

- ◇ 車両等は、スロープの設置など可能な範囲で改修に取り組みます。
- ◇ バス車両は、ノンステップバスの導入促進に取り組みます。



道路

- ◇ 生活関連経路は、歩道の段差解消など可能な限りのバリアフリー化に取り組みます。また、エスコートゾーン ※1 や音響信号機の設置等に取り組みます。
- ◇ バス乗降口と歩道の段差解消など、バス停の利用環境の改善を図ります。
- ◇ 重点整備地区外でも幹線道路等を中心にバリアフリー化に努めます。



公園

- ◇ 公園は、次の視点で可能な限りバリアフリー化を推進していきます。
 - 視覚障がい者誘導用ブロックの整備
 - 園路及び広場のバリアフリー化（例：有効幅員の確保など）
 - 駐車場のバリアフリー化（例：車いすスペースの確保など）
 - 便所がある場合には、障がい者対応型便所の設置



路外駐車場

- ◇ 市営駐車場について、車いす使用者用駐車場スペースから出入り口までの通路の確保に努めます。

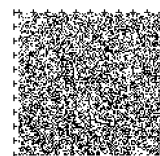


建築物

- ◇ 市が所有する重点整備地区内の生活関連施設について、現状改善の方向性を検討していきます。



※1) エスコートゾーン: 道路を横断する視覚に障がいがある人の安全性及び利便性を向上させるために横断歩道上に設置され、視覚に障がいのある人が横断時に横断方向の手がかりとする突起体の列のこと。



2 ソフト面のバリアフリー化

(1) 「心のバリアフリー」の推進

バリアフリー化促進にかかる市民の理解と協力を求める「心のバリアフリー」を、市全域で発展させていくため、啓発・育成・実践の3つの課題に応じた取組みを推進します。また、ハード整備やソフトの取組みの成果をバリアフリー情報として発信し、市民の社会参加を促進します。

啓発

幅広い市民一般を対象に、福祉マインドを醸成していくことが大切です。

- ①障がい者週間等の既存行事に合わせたシンポジウム等の開催
- ②バリアフリー入門小冊子等の作成、障がい者に関するマークのPR ほか

育成

バリアフリー化促進を担っていく人材の育成をめざします。

- ①児童・生徒、地域団体、民間企業等におけるバリアフリー出前講座
- ②バリアフリー整備担当者や行政職員向けの技術研修やバリアフリー体験研修 ほか

実践

バリアフリー化促進に協力する意志を持つ人や障がいのある人などの利用当事者の参加により、実際に協力し支え合う仕組みづくりを検討していく必要があります。

- ①市民参加による「福岡市バリアフリーマップ」の更新
- ②利用者の声を施設設置管理者に伝えるとともに、意見交換等により共働でバリアフリー化推進を図る仕組みの検討 ほか

発信

- ①表彰制度の創設により、バリアフリーの優れた取組みの普及と啓発を促進
- ②バリアフリー優良事例等の収集と公表 ほか

(2) 移動支援の推進

ハード面を補完し、移動を支援していくソフト面の取組みが課題となっています。

新しいツール等を活用した移動支援の研究

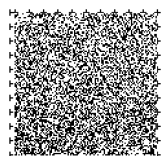
スマートフォン（多機能携帯電話）を利用した公衆無線 LAN（Wi-Fi）による情報提供など、移動支援のあり方を研究していきます。

わかりやすい案内表示等の研究

全ての移動者に分かりやすいサインや案内表示等のあり方等を研究していきます。

外出に関する情報の提供

安心して外出することができるように、外出先の施設のバリアフリー設備やサービス内容などの情報を「福岡市バリアフリーマップ」として提供していきます。



3 バリアフリー化の支援と進行管理

(1) インセンティブ

本計画に定めるバリアフリー化を進めるために、必要と認められる一定の公的助成など、インセンティブ ※1 として必要な施策を検討していきます。

鉄道駅バリアフリー整備対象の拡大の検討

◇ 対象施設の拡大

国の基本方針の目標にある 1 日当たりの平均的な利用者数が 3,000 人以上（従来は 5,000 人以上）の鉄道駅について優先的に補助対象とするよう検討します。

◇ 対象設備の拡大

旧：段差の解消を目的としたエレベーター、エスカレーター整備に対する補助

新：エレベーター、エスカレーターのほか、スロープの設置、視覚障がい者誘導用ブロックの敷設、障がい者対応型便所の整備、転落防止設備の設置等の整備費についても補助対象とします。

ノンステップバス導入補助台数の拡大の検討

ノンステップバスの導入促進に取り組みます。

バリアフリー化に関する取組みの顕彰

表彰制度の創設やバリアフリー優良事例のPRなどを検討します。

(2) スパイラルアップ

福岡市バリアフリー推進協議会 ※2 において、本計画の進行管理や取組内容の検証等を行い、その結果に基づいて新たな取組みを講じることなどにより段階的・継続的な発展（スパイラルアップ ※3）を図ります。

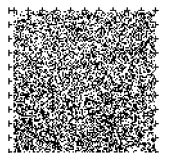
バリアフリー化推進にかかる官民連携・共働のあり方や整備スケジュール調整のためのバリアフリー調整会議の設置、利用者と施設設置管理者とが共働でバリアフリー化推進を図っていく仕組みなどについて、福岡市バリアフリー推進協議会の場を活用して検討していきます。

福岡市まちづくり条例施行規則に定める整備基準等をまとめた「施設整備マニュアル」について、本計画に定めるバリアフリー化推進の方向性や社会情勢の変化への対応なども踏まえて、適宜、更新していきます。

※1) インセンティブ：英語。刺激、動機の意で、この場合はバリアフリー化を奨励する公的な助成等のこと。

※2) 福岡市バリアフリー推進協議会：バリアフリー法に基づき、本計画の作成に関する協議等を行うための協議会で、高齢者や障がいのある人などの利用当事者や学識経験者、施設の設置管理者などにより構成されている。

※3) スパイラルアップ：「スパイラル」は英語で、らせん（螺旋）の意。この場合は、らせんを描くようにバリアフリー化を段階的かつ継続的に発展させていくこと。



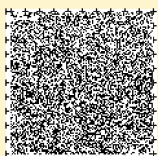
障がい者に関するマーク

街で見かける障がい者に関するマークには、主に次のようなものがあります。
皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

(内閣府ホームページより抜粋)

<p>障がい者のための国際シンボルマーク</p> <p>障がい者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。</p> 	<p>身体障がい者標識</p> <p>肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。</p> 	<p>聴覚障がい者標識</p> <p>聴覚障がいであることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。</p> 	<p>盲人のための国際シンボルマーク</p> <p>視覚障がい者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。</p> 
<p>耳マーク</p> <p>聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークです。</p> 	<p>ほじょ犬マーク</p> <p>身体障がい者補助犬同伴の啓発のためのマークです。</p> 	<p>オストメイトマーク</p> <p>人工肛門・人工膀胱を造設している人（オストメイト）のための設備があることを表しています。</p> 	<p>ハートプラスマーク</p> <p>「身体内部に障がいがある人」を表しています。</p> 

※このマークは、音声コードです。専用の装置を使うと視覚障がいのある人も紙面の情報を音声で聞くことができます。



福岡市バリアフリー基本計画 概要版
平成 25 年 4 月

編集・発行
福岡市保健福祉局政策推進課